

特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインの 一部改正について（概要）

内閣府大臣官房公文書管理課

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。令和4年4月1日施行。）により、行政機関及び独立行政法人等の関係法律における「個人情報」の定義が改正されたことに伴う改正を行う。

あわせて、国立公文書館等における特定歴史公文書等の移管元行政機関等による利用について、特定歴史公文書等の電子化及び移管時期の早期化が進められていることも踏まえ、移管元行政機関等による利用手続をオンライン化できるようにする改正を行う。

<改正内容のポイント>

- ガイドライン「第2節 保存」の「第8条」における「他の情報と照合ことができ」を「他の情報と容易に照合ことができ」に改める。
- ガイドライン「第3節 移管元行政機関等の利用」の第27条に定める移管元行政機関等による利用手続について、「身分証の提示」以外の方法による権限確認を行うこととする場合には、利用等規則に規定する必要があることを明示する。

<今後の日程>

- | | |
|------|----------------------|
| 1月 | 委員会報告、ガイドライン改正 |
| 3月 | 国立公文書館等の利用等規則改正協議・改正 |
| 4月1日 | ガイドライン・利用等規則の同時施行 |

(案)

特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインの一部を改正する決定

令和4年 月 日
内閣総理大臣決定

特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 館は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)<u>をいう。</u>以下同じ。)が記録されている場合には、法第15条第3項に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>[一～四 略]</p>	<p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 館は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)<u>をいう。)</u>が記録されている場合には、法第15条第3項に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>[一～四 同左]</p>
<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>
<p>第3節 移管元行政機関等の利用 (移管元行政機関等の利用)</p> <p>第27条 館は、移管元行政機関等が、法第24条に定める利用の特例の適用を求める場合は、当該利用請求者に対して身分</p>	<p>第3節 移管元行政機関等の利用 (移管元行政機関等の利用)</p> <p>第27条 館は、移管元行政機関等が、法第24条に定める利用の特例の適用を求める場合は、当該利用請求者に対して身分</p>

証の提示及び行政機関等利用申込書の提出を求める。

- 2 移管元行政機関等に属する利用請求者が館の外での閲覧を希望した場合、館は、第18条の規定にかかわらず、30日以内を限度として、その閲覧を認めることができる。

《留意事項》

＜移管元行政機関等の利用＞

○ [略]

- 移管元行政機関等が特定歴史公文書等を利用する場合、当該特定歴史公文書等に利用制限に係る情報が含まれていたとしても、これらの情報は移管前に知り得た情報であり、利用の制限に服するとするのは適切ではない。したがって、法第24条に基づく移管元行政機関等の利用請求をした場合には、法第16条第1項第1号又は第2号の規定は適用しない旨の特例を定めたものであるが、利用制限に係る情報を取り扱う以上、権限のない者に情報が利用されてしまうことがあってはならない。こうしたことがないよう、請求者たる職員に身分証の提示及び行政機関等利用申込書（様式例：別添11）の提出を求める必要がある。
- 電磁的記録の特定歴史公文書等を移管元行政機関等が利用する場合に、情報通信技術を活用して申請と利用を行うことができるよう、手続を定めることが考えられる。その場合、権限のない者に情報が利用されることがないよう、身分証の提示に代わる厳格な方法により権限の有する者であることを確認する必要があり、当該方法については、利用等規則において定めておく必要がある。

証の提示及び行政機関等利用申込書の提出を求める。

- 2 移管元行政機関等に属する利用請求者が館の外での閲覧を希望した場合、館は、第18条の規定にかかわらず、30日以内を限度として、その閲覧を認めることができる。

《留意事項》

＜移管元行政機関等の利用＞

○ [同左]

- 移管元行政機関等が特定歴史公文書等を利用する場合、当該特定歴史公文書等に利用制限に係る情報が含まれていたとしても、これらの情報は移管前に知り得た情報であり、利用の制限に服するとするのは適切ではない。したがって、法第24条に基づく移管元行政機関等の利用請求をした場合には、法第16条第1項第1号又は第2号の規定は適用しない旨の特例を定めたものであるが、利用制限に係る情報を取り扱う以上、権限のない者に情報が利用されてしまうことがあってはならない。こうしたことがないよう、請求者たる職員に身分証の提示及び行政機関等利用申込書（様式例：別添11）の提出を求める必要がある。
[加える。]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この決定は、令和4年 月 日から施行する。